

## 一般社団法人社会情報学会会長および副会長選出規則

2012年12月15日

制定

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会定款（以下「定款」という。）第33条第2項に規定する会長および副会長の選出に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 前会長 定時社員総会の開催時において、現に会長の地位にある者をいう。
- 二 会長候補者 前会長が、会長の候補者として理事会に推薦する正会員をいう。
- 三 副会長候補者 前会長が、副会長の候補者として理事会に推薦する正会員をいう。
- 四 理事候補者 前会長が、理事の候補者として社員総会に推薦する正会員をいう。
- 五 選挙 会長候補者を選出するために行う選挙をいう。
- 六 選挙管理委員会 選挙を管理する委員会をいう。

(理事会における会長および副会長の選任方法)

第3条 定時社員総会終結の後に開催される理事会において、会長および副会長を選任する場合は、選挙管理委員会が提出した会長候補者および副会長候補者の中から選出するものとする。

2 前項の規定は、定款第32条第3号に規定する会長または副会長の員数が欠けたときに補充する場合には適用しない。

### 第2章 会長候補者の選出

(会長候補者選挙の選出)

第4条 会長候補者は、理事候補者の直接選挙によって選出する。

(選挙権)

第5条 選挙権を有する者は、理事候補者とする。

(被選挙権)

第6条 被選挙権を有する者は、理事候補者のうち、評議員の地位を有する者とする。ただし、選挙が理事の任期の開始の日が属する事業年度開始前に実施される時は、評議員選挙の当選人とする。

(選挙管理委員等)

第7条 選挙管理委員は、一般社団法人社会情報学会役員候補者選出規則第8条第3項に規定する役員候補者選挙管理委員長および前会長が正会員の中から指名し

た者若干名とする。

- 2 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成する。
- 3 選挙管理委員会は、公正な手続きの確保と選挙に必要な情報の提供及び開示に努め、選挙を適正に実施する責務を負う。
- 4 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。  
(選挙人名簿および被選挙人名簿の開示方法)

第8条 選挙管理委員会は、選挙権および被選挙権を有する者を、選挙人名簿および被選挙人名簿に取りまとめて、選挙人に交付しなければならない。

- 2 前項の名簿の内容は、次のとおりとする。
  - 一 氏名
  - 二 所属機関等
  - 三 その他選挙管理委員会が必要と認める事項

(選挙の方法)

第9条 選挙管理委員会は、選挙権を有する者に投票用紙を郵送する。

- 2 選挙は、単記無記名投票によって行う。
- 3 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
  - 一 所定の用紙を用いないもの
  - 二 2名以上の氏名を記載したもの
  - 三 第4条に規定する被選挙権を有する者の氏名を記載しないもの
  - 四 何人の氏名を記載したか確認できないもの
  - 五 他事記載のもの。ただし、敬称を含まない。
  - 六 その他選挙管理委員会が無効と判定したもの

(当選人)

第10条 前条の選挙の結果、得票数の順に最上位者1名をもって会長候補者当選人(以下「当選人」という。)とする。

- 2 得票順位1位に同得票数の者があるときには、役員候補者選挙における得票数の多い者をもって当選人とする。
- 3 前項の規定によっても当選人が決まらないときは、籤による。

(当選人の意向確認)

第11条 選挙管理委員会は、当選人に会長就任の意向を確認するものとする。

- 2 当選人は、事故その他やむを得ない理由による場合を除き、辞退することができない。
- 3 当選人が、辞退した場合には、次点者を当選人とする。

(当選人の確定)

第12条 選挙管理委員長は、当選人が確定したときは、直ちに前会長へ通知しなければならない。

(細目)

第13条 この規則のほか、選挙の執行について必要な事項は、選挙管理委員会  
が定める。

### 第3章 副会長候補者の選出

(選挙結果による副会長候補者の選出)

第14条 選挙の次点者(第11条第3項により、次点者繰り上げの場合には次次点  
者をいう。)は、副会長候補者とする。

2 選挙の次点者に同得票数の者があるときには、第10条第2項および第3項の  
規定を準用する。

(副会長候補者当選人の意向確認等)

第15条 第11条および第12条の規定は、副会長候補者の選出に準用する。

(当選人による副会長候補者の指名)

第16条 当選人は、第5条に規定する者(当選人および第14条に規定する次点者  
を除く。)の中から、副会長候補者として1名を指名することができる。この  
場合、当選人は、研究分野、居住地区、所属機関、年齢その他の事情を十分考慮して、  
会長および副会長が均衡のとれた構成となるように努めなければならない。

### 第4章 雑則

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

(事務)

第18条 この規則の事務は、事務局において行う。

### 附則

1 この規則は、2012年12月15日から施行する。

## 一般社団法人社会情報学会会長および副会長選出規則（案）の解説

1. この規則は、定款第33条第2項で定められた会長1名および副会長2名以内の選出方法を決めるものです。会長および副会長の選出方法については、定款では、理事会で選任することを定めているだけで、明確な規定はありません。この規則は、会長と副会長の具体的な選任方法を定めるものです。

2. 学会運営が民主的な方法で行われることを担保するために、会長は理事の直接選挙によって選任します。

ただし、役員任期は、通常は選任された定時社員総会から2年後の定時社員総会の終結時までの約2年間です（定款第36条）。また欠員補充時は前任者の残任期間です。そのために定時社員総会で理事が決まった後で、すぐに理事会を開催して会長および副会長を選任することとなりますが、都合によっては理事会に出席できない理事がいる可能性があります。そのような事態を避けるために、社員総会で正式に理事になる前の理事候補者の段階で、郵便投票による予備選挙を実施して会長および副会長を選出することとします。

3. この規則の第2条と第3条で、会長選挙の大まかな仕組みを規定しています。すなわち、選挙管理委員会が会長および副会長を選任する（新）理事会に会長および副会長の推薦リストを提出します。その推薦リストを決めるために、理事を選挙人・被選挙人とする選挙を実施して、会長候補1名と副会長候補2名以内を決めます。なお、会長や副会長が欠けた時は、この規定による選挙による選出でなくてもよいと規定しています。

4. 第6条は選挙によって選出する会長は評議員でなければなりませんので、このことを明記しています。ただし、日程の都合で選挙が4月1日までに実施される時は、評議員（任期は4月1日からです）ではありませんので、評議員選挙当選人としています。

5. 第7条は選挙管理委員会の規定です。選挙管理委員は委員の互選により選出します。委員は、役員選挙の選挙管理委員長、正会員の中から若干名の会長委員です。

6. 第9条は選挙の方法です。選挙は単記無記名の郵便投票です。

7. 第10条は当選人の決定方法です。会長は得票数がトップの人です。ただし

同点者がいるときには、役員候補者選挙の得票数の多い順で決めていきますが、それでも決まらないときは籤です。役員候補者選挙は会員の意向を示したものですから、この得票数を無視することはできません。

9. 第11条は、選挙管理委員会による当選人へ意向確認です。事故等のやむを得ない理由で辞退されたときは、次点者の繰り上げです。

10. 第12条と第13条は事務手続きです。

11. 第3章は副会長候補者に関する規定です。

副会長は2名以内ですから、1名は会長選挙の次点者、もう1名は会長指名とします。

副会長候補者の選出にあたっては、選挙結果をふまえて、研究分野、居住地区、所属機関、入会年月日、年齢その他の事情を十分考慮して、均衡のとれた構成となるようにしなければならないと規定しています。

12. 第16条、第17条、附則は、事務的な規定です。